

蔦沢小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対応する基本方針

いじめを要因とする児童・生徒の自殺報道が後を絶たない昨今、その子どもたちや保護者の辛さや悲しみは、私たちの想像を絶するものに違いありません。

いじめは、命や人権に関わる問題であり、何よりも人権が尊重されるべき学校で、このような事態が起こっていることが非常に残念でなりません。

私たち蔦沢小学校教職員は、教育に携わるものとして、すべての児童が互いに人権を大切にし、生き生きとした学校生活を送れるよう力を尽くさねばならないのです。

蔦沢小学校の児童が絶対にいじめの被害者や加害者になることのないよう、教職員一人ひとりが大きな職責を負っていることを今ここで再確認し、すべての児童が楽しく学校生活を送るため、蔦沢小学校「いじめ」対応マニュアルを制定し、どんな小さな子どもの変化も見逃さないように全教職員が情報を共有するなかで、未然防止、早期発見・早期対応に努めるものであります。

2 「いじめ」の定義 ～被害者の視点で問題を捉える～

★当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃
① ②
を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は、学校内外を問わない。

① 「一定の人間関係のある者」とは、例えば同じ学校・学級、当該児童が関わっている仲間や集団など、当該児童と何らかの人間関係のある者のこと

② 「攻撃」とは、「仲間はずし」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
また、「物理的攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることも含む。

3 取組の実際

【教師の実践】

(1) いじめの未然防止に努める。

- ◆ 朝の会・終わりの会の中で自他の生活の改善について手立てを考える。
(児童自身による自浄作用が働くことをめざして)

- ◆縦割り班活動等の異学年活動における児童の相互評価・理解の機会の設定。
- ◆「生徒指導の3機能」を生かした授業づくり。

(2) いじめの早期発見・対応に努める。

- ・職員会議毎に、児童を語る会を開催し、気になる児童の把握と共通認識を図る。
- ・生活アンケートを実施、分析、対策（6月・11月・2月）
- ◆ 児童の様子を注意深く観察(日常の子どもへの目配り気配り)

いじめ発見チェックリスト

一日の様子から	<input type="checkbox"/>	遅刻・欠席が増える
	<input type="checkbox"/>	保健室によく行くようになる
	<input type="checkbox"/>	持ち物が壊されたり、なくなったりする
	<input type="checkbox"/>	掲示物や机等に落書きやいたずらをされる
	<input type="checkbox"/>	机を付けるのを嫌がられる
	<input type="checkbox"/>	不必要なお金や物を学校に持ってきている
	<input type="checkbox"/>	失敗した時の周りからの反応がきつい
	<input type="checkbox"/>	服が汚れていることが多い
	<input type="checkbox"/>	表情がさえない等の変化がある
	<input type="checkbox"/>	持ち物の色や品物が友だちとそろっていることにこだわる
授業中・休み時間	<input type="checkbox"/>	発言や行動を、冷やかされたり、からかわれたりする
	<input type="checkbox"/>	グループ分けで孤立しがちである
	<input type="checkbox"/>	忘れ物が増えたり、成績が下がる
	<input type="checkbox"/>	一人であることが多くなる 他の教室への出入りが増える
	<input type="checkbox"/>	用もなく職員室に来たり、先生から離れない
	<input type="checkbox"/>	プロレスごっこのような遊びで、いつも技をかけられる
	<input type="checkbox"/>	鬼ごっこで常に鬼だったり、鬼に全くねらわれない
<input type="checkbox"/>	友だち関係の中での呼ばれ方に変化がある（呼び捨てなど）	
給食・清掃時	<input type="checkbox"/>	児童が配膳すると嫌がられる
	<input type="checkbox"/>	不人気なおかずを多く盛られる
	<input type="checkbox"/>	清掃時、その子の机やイスが運ばれず、放置してある
	<input type="checkbox"/>	いつも皆の嫌がる仕事をさせられている

- ◆ 月3日以上欠席する児童の把握（月曜連続欠席も要注意）
- ◆ 些細なことでも情報交換
- ◆ 児童に関する情報は・・・生徒指導担当窓口→教頭 →校長へ速やかに
- ◆ 必要な情報は常に全教職員で共有

(2) 把握した気がかりな児童には、生活指導担当・当該児童担任の複数で教育相談を行い、教職員全体で注意深く観察を続ける。

(3) 軽微な問題行動も、将来的にいじめに発展する可能性があるとの認識の下、個別指導及び学級指導・全体指導を行う。

- (4) 人権教育年間指導計画及び道徳年間指導計画に自他の人権に関する事項及び生命の尊厳についての項目をいれ、取組を確実に行う。

【児童の実践（教師指導の下）】

(1) 学級活動の活性化

- ◆ 学校生活の中の良い点や問題点を見つける目を養う。
(不合理に気づく感性を育てる)
- ◆ 子どもたちで問題点を出して、解決のための手だてを考えていく。
(朝の会・終わりの会で培った自治能力の検証の場)
- ◆ 共に喜びを共感できる学級活動を児童自ら立案し、実行する。
(自らの考えを出し、他者の意見との調整の場面を設ける)
- ◆ 様々な思いを交流させる中で必ず互いの良さを認め合う活動を取り入れる。
(人権意識を高める)

(2) お互いを尊重しあう環境作り

- ◆ 各行事等の後、振り返りの時間を確保し、互いの頑張りや良さを認め合う。
- ◆ 名前の呼び捨てを無くし、お互いを尊重する環境作りをする。
- ◆ 複数指導を適宜実施し(複数の目)、児童の自己評価を高める。

児童会の取り組みと各学年での取り組みを同調し、学級指導を行う

【家庭での実践（家庭との連携の下）】

解決には、子どもたちがそうしてしまった背景や、子どもたちにかかるストレスを取り除いていく必要がある。よって、いじめの解決には家庭の協力が不可欠であることを伝え、理解を求める。

- (1) 家庭で子どもの様子が気がかりなときは即座に学校へ報告を願う。
- (2) いじめに発展しそうな事案は、必ず双方の家庭に連絡する。家庭でも子どもから話を聞いてもらい、学校・家庭が協力して同一歩調でいじめの解決に向けての指導を行う。

4 蔦沢小学校「いじめ」対策委員会の設置

*「いじめ」対策委員会を校務分掌に位置づけ、いじめの未然防止及び発生時の対応、さらに日頃からの指導の方策について協議する。

蔦沢小「いじめ」対策委員会メンバー
校長・教頭・生活指導担当・養護教諭・特別支援コーディネーター・該当学年担任
その他事象に応じて

*職員会での子ども研究の他、必要時に適宜開催する。

薦沢小「いじめ」対策委員会の取組み

	月	「いじめ」対策委員会の取組み	その他、全教職員での取組み
一 学 期	4	・望ましい集団づくりのための取組み検討 ・保護者への方針説明（PTA総会）	・薦沢小いじめ防止基本方針の共通認識 ・関係機関の担当者把握
	5	・アンケートの諸準備	
	6		・アンケートの実施（6月） ・アンケートの分析 （生活指導部 各担任）
	7	・1学期の取組み反省と2学期以降の取組み検討	・全職員での共通理解
二 学 期	9		・夏休み中の児童の様子について情報交換（職員会）
	10	・アンケートの諸準備	
	11		・アンケートの実施（11月） ・アンケートの分析 （生活指導部・各担任）
	12	・2学期の取組み反省と3学期以降の取組み検討	・全職員での共通理解
三 学 期	1	・学校評価を下にした指導法の改善の検討	・冬休みの児童の様子についての情報交換（職員会）
	2	・3学期の取組み反省と来年度の取組みの検討（マニュアル改訂）	・学校評価に係る自己評価（1月） ・アンケートの実施（2月）と分析
	3	・いじめ防止基本方針の検討 （ 宍粟市いじめ防止基本方針に照らし合わせて ）	【次年度に向けて基本方針の見直し】

いじめ等問題行動に係る関係機関

◎宍粟市教育委員会（学校教育課）	63-3118
◎宍粟警察生活安全課	62-0110
◎姫路こども家庭センター	079-297-1261
◎宍粟市役所社会福祉課	63-3067
◎宍粟市家庭児童相談所	63-1950

蔦沢小「いじめ」対応マニュアル

【いじめを認識したらどうする？】

児童からの訴え 日々の観察 家庭・地域からの報告

いじめに発展する可能性のある事案・いじめの把握

生活指導担当に報告

校長・教頭に報告

【いじめ対策委員会の招集】

(校長・教頭・生活指導担当・養護教諭・該当の担任ほか)
・事実確認の方法 ・対応方針の決定 ・関係機関との連携

全教職員で情報の共有

・事案の報告 ・対応方針の共通理解

関係機関との連携

* 茨城県教育委員会

- ・事実把握
- ・対応への助言
- ・指導の経過
- ・適宜現状報告

軽微なものも報告義務

* 茨城県警察生活安全課

62-0110

* 市役所社会福祉課

63-3067

当該児童への事実確認 (生指担+担任)

～必ず複数で被害者の視点を忘れない～

- ① 被害児童への面接
 - ② 加害児童への面接(一人ずつ)
- * 個別に行う * 記録を残す
* 児童の力関係等に配慮する
* 威圧的態度での指導はしない

家庭訪問(被害児童)

- ・複数名で対応のこと
- ・把握した事実関係の報告
- ・対応方針の説明

【いじめ対策委員会で協議】

- ・被害、加害児童及び周りからの聞き取りした事実を確認
(いじめの全体像の把握)
- ・被害児童・加害児童及び両保護者への対応協議
- ・学校全体指導の内容協議

全教職員で情報の共有

- ・事案の経過について
- ・今後の対応策について共通理解
- ・今後の見守り体制についての確認

家庭訪問(被害)

- ・経過報告
(現在の児童の様子を具体的に)
- ・加害児童への指導内容説明

家庭訪問(加害)

- ・事実の報告
- ・指導内容の説明
- ・今後について
連携して支援することを要請

解決に向けた対応・情報共有のサイクル

経過観察：被害児童へのサポート継続、家庭訪問による経過・児童の様子報告